

仕事と育児の両立支援制度について

お子様を養育している方へ、仕事と育児の両立を支援するための制度があります。

各制度は、所定の方法で申請が必要です(アバンティスタッフクラブオフを除く)。ご希望の場合は、労務保険室(03-6703-8339)へご連絡ください。

なお、制度の詳細は就業規則にも記載しています。WEB 給与明細ログイン後の画面より閲覧できますので、合わせてご確認ください。

◎短時間勤務制度【小学校就学前まで】

対象:勤続1年以上、1週間の所定労働日数が3日以上の方

1日の所定労働時間を6時間を下限に短縮します(就業先の受入状況により、就業先が変更となる場合があります)。短時間勤務開始予定日の1ヶ月前までの申請が必要です。

◎育児サービス利用支援【全員】

対象:当社にてお仕事をされている方(契約開始月の翌月15日から契約終了月の翌々月14日まで利用可)

福利厚生制度「アバンティスタッフクラブオフ」では、ベビーシッターの割引他、育児サービスを優待価格にてご利用いただけます。ご利用は、アバンティスタッフクラブオフより直接お申込みください。

アバンティスタッフクラブオフ <https://www.club-off.com/avanti/>



◎子の看護等休暇【小学校3年生修了まで】

対象:1週間の所定労働日数が3日以上の方

1年間(4月1日～翌年3月31日)につき、お子様が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日まで、病気や怪我、予防接種、健康診断、感染症に伴う学級閉鎖等、入園(入学)式、卒園式のために休暇を取得できます。

1時間単位での取得も可能ですが、中抜けはできません。なお、休暇取得日(時間)は無給です。

当日までの申請が必要です。

◎所定外労働の制限【小学校就学前まで】

対象:勤続1年以上、1週間の所定労働日数が3日以上の方(ただし事業の正常な運営に支障がある場合を除く)
所定労働時間を超える労働を制限します。制限開始予定日の1ヶ月前までの申請が必要です。

◎時間外労働の制限【小学校就学前まで】

対象:勤続1年以上、1週間の所定労働日数が3日以上の方(ただし事業の正常な運営に支障がある場合を除く)
1ヶ月24時間、1年150時間を超える時間外労働を制限します。制限開始予定日の1ヶ月前までの申請が必要です。

◎深夜業の制限【小学校就学前まで】

対象:勤続1年以上、1週間の所定労働日数が3日以上の方(ただし事業の正常な運営に支障がある場合、深夜にお子様を常態として保育できる同居のご家族がいる場合、所定労働時間の全部が深夜にある場合を除く)
午後10時から午前5時までの深夜業を制限します。制限開始予定日の1ヶ月前までの申請が必要です。

◎制度利用の申請・お問い合わせ窓口

株式会社アヴァンティスタッフ 労務保険室(03-6703-8339)